

令和 8 年熊本地震により被災した児童生徒等に係る就学援助、高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金等に係る事務の取扱い等に関する留意事項をまとめましたので連絡します。

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 3 1 日

各都道府県・指定都市教育委員会
各都道府県・指定都市
要保護児童生徒援助費補助金担当課
高等学校等就学支援金担当課 御中
高校生等奨学給付金担当課
高等学校進路指導担当課

文部科学省
初 等 中 等 教 育 局 財 務 課
初等中等教育局高等学校振興課
総合教育政策局健康教育・食育課
高 等 教 育 局 学 生 支 援 課

令和 8 年熊本地震により被災した児童生徒等に係る就学援助、高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金等の事務の取扱い等について

この度、参考資料 1 のとおり、「令和 8 年熊本地震における被災地域の児童生徒等の安全確保及び就学機会の確保等について（通知）」（令和 8 年 7 月 2 9 日付け 8 文科施第 3 5 3 号）を発出したところです。

当該通知における児童生徒等に対する修学支援の事務の取扱いに当たり、下記の事項について十分御留意いただくようお願いいたします。また、域内の市区町村教育委員会、所管又は所轄の学校及び学校法人等に対し、本事務連絡の内容について御周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 就学援助について

被災により、年度の中途において就学援助の認定を必要とする者については、速やかに認定し必要な援助を行うことや認定されるまでの間は各費目の徴収の猶予を行うことなど当該世帯の経済的状況に応じた配慮に留意するとともに、関連する支援についても適切に御対応いただきたいこと。

なお、要保護児童生徒について、学用品等を消失し当該学用品費等を再度給与することが必要な場合の経費は、要保護児童生徒援助費補助金の補助の対象となること（ただし、生活保護の教育扶助等の対象である場合を除く。）。

また、被災により新たに要保護児童生徒援助費補助金の対象となる者が発生した場

合等の要保護児童生徒援助費補助金の交付が必要となった場合の交付申請は通常のスケジュールによらず国として柔軟に対応することを予定しています（別紙Q&Aの間8を参照）。

※被災した児童生徒への就学援助については、別紙（Q&A）も御参照ください。

2. 高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金等について

（申請期間の延長等）

高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金等については、被災した高校生等の状況に応じ、申請期間を延長するなど被災者に配慮した柔軟な対応を行うこと。

（家計急変支援制度の活用）

また、被災により年度の中途において家計が急変した高校生等に対しても、家計急変に対応している以下の各修学支援制度を活用して、必要な支援を行うこと。

①授業料支援

高等学校等就学支援金（経過措置対象者）、高校生等・新修学支援、高校等で学び直す者に対する修学支援、専攻科の生徒への修学支援

②授業料以外の教育費支援

高校生等奨学給付金、専攻科の生徒への奨学のための給付金

（高校生等奨学給付金及び専攻科の生徒への奨学のための給付金における加算）

着用を義務付けられている制服が被災により喪失・毀損し、再度、購入が必要である場合においては、給付額の加算を受けることが可能であること。

3. 高等教育の修学支援新制度及び貸与型奨学金について

卒業年次の高校生等については、進路指導に際し、高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）や日本学生支援機構の貸与型奨学金等、大学等への進学に際して利用できる経済的支援についても周知を行うこと。その際、参考資料2の「経済的理由により修学困難な学生等に対する支援策の周知等について（通知）」（令和8年1月26日付け7文科高第1555号）に記載の資料を活用することができること。

なお、被災等により家計が急変した学生等については、急変後の所得により支援対象者を判定し、速やかに支援を開始できる仕組みを導入（※）しており、高等学校等在学中に申請を行わなかった場合においても、大学進学後に申請が可能である旨も併せて周知すること。

※高等教育修学支援新制度 家計が急変した場合の学生への支援について

https://www.mext.go.jp/content/20250425-mxt_gakushi01_100001055_09.pdf



被災・家計急変時の奨学金制度について（日本学生支援機構ホームページ）

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/index.html>



参考資料 1 「令和 8 年熊本地震における被災地域の児童生徒等の安全確保及び就学機
会の確保等について（通知）」（令和 8 年 7 月 29 日付 8 文科施第 3 5 3 号）

https://www.mext.go.jp/content/20260729-ope_dev03-000051305_4.pdf



参考資料 2 「経済的理由により修学困難な学生等に対する支援策の周知等について（通
知）」（令和 8 年 1 月 26 日付 7 文科高第 1555 号）

https://www.mext.go.jp/content/20260127-mxt_gakushi01-000013030_01.pdf



< 本件連絡先 >

文部科学省

初等中等教育局財務課

就学援助関係（学用品費等について）

： 0 3 － 6 7 3 4 － 4 6 7 1

初等中等教育局高等学校振興課

就学支援金、学び直し支援金関係

： 0 3 － 6 7 3 4 － 2 5 8 6

奨学給付金、専攻科支援金関係

： 0 3 － 6 7 3 4 － 3 1 7 0

総合教育政策局健康教育・食育課

就学援助関係（学校給食費及び医療費について）

： 0 3 － 6 7 3 4 － 2 6 9 3

高等教育局学生支援課法規係

高等教育段階の修学支援関係

令和 8 年熊本地震により被災した児童生徒への就学援助事務 の取扱いに係る Q & A

1. 就学援助全般について

◆被災した児童生徒の「速やか」で「弾力的な」対応について

【問 1】「令和 8 年熊本地震における被災地域の児童生徒等の安全確保及び就学機会の確保等について（通知）」（令和 8 年 7 月 29 日付け 8 文科施第 3 5 3 号）に、「通常の手続きによることが困難と認められる場合においても、可能な限り速やかに弾力的な対応を行うこと」との記載がありますが、具体的にはどのような対応をすれば良いのでしょうか。

【答】

準要保護者の認定に関して、令和 8 年熊本地震により、経済的に就学困難な状況となったか否かの判断は、今年度については、年度当初の所得証明書等による「通常の手続き」では確認が困難となるため、例えば、以下のような手段を用いることにより、弾力的かつ速やかに認定することが考えられます。また、各費目の支給についても以下のような弾力的な対応を行うことが考えられます。

<例>

【認定】

- ・被災により死亡したことのわかる書類の確認による認定
（被災により、主たる家計維持者が死亡したことによる家計急変の場合など）
- ・被災により離職・休職したことがわかる書類の確認による認定
（被災により、主たる家計維持者が離職・休職せざるを得なくなったことによる家計急変の場合など）
- ・罹災証明書の確認による認定
（被災により、家屋が全壊、大規模半壊、半壊、流失、床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することが出来ない状態を含む。）したことなどによる家計急変の場合など）
- ・被災により、市町村税の特別措置に基づく市町村民税、固定資産税等の減免を証明する書類の確認による認定 等

【支給】

- ・令和 8 年熊本地震の発災以前から就学援助の対象であった者に対する、被災により学用品やランドセル・制服等を亡失した場合の再給付

また、生活保護の対象者については、必要に応じて福祉部局と情報共有するなどの連携を図り、遺漏なく対応いただくようお願いします。

なお、令和 8 年熊本地震により、新たに要保護者として認定された者について、要保

護児童生徒援助費補助金に計上する場合は、支給人員・支給費目・補助金申請額等を通常分とは別に整理しておいてください。

【問 2】 同通知の「弾力的な対応」はいつ頃まで継続すべきなのでしょうか。

【答】

経済的に就学困難な状況かどうかの判断が、通常の手続きにより可能となり次第、従来の方法に移行することが適切と考えます。

例えば、令和 8 年度は【問 1】に記載した例のような認定を行い、令和 9 年度については、所得証明書等により被災後の家庭の経済状況が確認でき次第、通常の手続きで認定を行うこととなります。

各自治体におかれては、地域の被災状況等を踏まえ、適切に御判断ください。

◆周知について

【問 3】 被災した児童生徒及びその保護者への就学援助制度等の周知をする際に、気を付けるべきことは何でしょうか。

【答】

被災者自身が就学援助制度の情報を収集することは難しい場合もあることから、市町村教育委員会におかれては、ホームページや広報等での周知に加え、学校等を通じて、被災により就学援助の対象となる要件を明記した案内を改めて配布することなどを通じて、通常の周知に加えて、更に学校や保護者への周知を十分に行うことが必要と考えられます。

また、申請期間についても、罹災証明書の発行状況等を踏まえ、通常の申請期間よりも長めに設定するなど、被災者に十分配慮し、できる限り申請漏れがないよう努めてください。

◆区域外就学を行った場合の就学援助について

【問 4】 被災したことにより、区域外通学をせざるを得なくなった者については、どちらの市町村において就学援助を実施すべきでしょうか。

【答】

就学援助費のうち、学用品費等については、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」において、市町村がその区域に住所を有する学齢児童生徒の保護者に対して援助を行う場合に、国は補助を行うこととなっています。このため、児童生徒の住所地の市町村において当該援助を行うことを前提としています。

一方、学校給食費及び医療費については、それぞれ「学校給食法」及び「学校保健安全法」において、学校の設置者が必要な経費の援助を行う場合に、国は補助を行うこととなっています。このため、学校を設置する市町村において当該援助を行うこととしています。

なお、児童生徒の住所地と通学している学校の所在地の市町村が異なる場合には、児童生徒の住所地の市町村から、学校所在地の市町村へ就学援助事務を委託すれば、学校所在地の市町村が学用品費等もあわせて就学援助事務を行うことができます。

以上が、区域外就学の際の制度の基本となりますが、今回の令和8年熊本地震により被災した児童生徒の状況は多様であることが想定されます。したがって、例えば以下のような弾力的な対応をとることも可能です。

＜例＞

- ・避難等により、児童生徒がその住所地とは異なる市町村に居住しており、当該市町村が設置する学校に通っている場合

⇒児童生徒の実際の居住地（避難先）の市町村にて就学援助を実施

- ・避難等により、児童生徒がその住所地とは異なる市町村に居住しているが、スクールバス等により、住所地の市町村が設置する学校に通っている場合

⇒児童生徒の住所地（避難元）にて就学援助を実施

※ 上記の例以外の場合などは、児童生徒の実際の居住地及び住所地の市町村で協議した上で、いずれかの市町村において就学援助を実施してください。

いずれにせよ、被災者に十分配慮し、支給漏れや二重支給が生じないようご対応をお願いします。

2. 要保護児童生徒援助費補助金について

要保護者については、通常、修学旅行費や医療費を除き、生活保護（教育扶助等）からの給付が優先するため、修学旅行費・医療費以外は要保護児童生徒援助費補助金の対象となりませんが、何らかの事情で、修学旅行費や医療費以外の費目（学用品など）も就学援助（要保護児童生徒援助費補助金）の対象としている場合には、以下もご参照ください。

なお、令和8年熊本地震に関して、修学旅行費・医療費以外の費目について要保護児童生徒援助費補助金の対象として補助金の交付申請をする際は、事前に文部科学省担当課までご相談いただくようお願いします。

◆災害救助法と就学援助法（要保護児童生徒援助費補助金）の関係について

【問5】災害援助法に基づく「学用品」と要保護児童生徒援助費補助金における「学用品費等」の違いを教えてください。

【答】

災害救助法に基づく「学用品」は、「教科書」、「文房具」及び「通学用品」を対象としております。

一方、要保護児童生徒援助費補助金における「学用品費等」では、「学用品費」、「体育実技用具費」、「通学費」、「修学旅行費」、「新入学児童生徒学用品費等」、「通学用品費」、「校外活動費」、「クラブ活動費」、「生徒会費」、「PTA会費」、「卒業アルバム代等」、「オンライン学習通信費」を対象としています。

また、災害救助法に基づく「文房具」及び「通学用品」は、要保護児童生徒援助費補助金における「学用品費」、「通学用品費」、「（ランドセルや制服等を除く）新入学

児童生徒学用品費等」に概ね該当します。

なお、令和 8 年熊本地震以前から、要保護児童生徒援助費補助金の対象となっている者については、災害救助法に基づく「学用品」の給与の限度額（小学校 5,800 円、中学校 6,100 円）を超える学用品の喪失がある場合には、要保護児童生徒援助費補助金において再支給を実施することが可能です。

【問 6】被災により、新入学児童生徒以外の者がランドセルや制服を喪失してしまった場合においても、要保護児童生徒援助費補助金の対象になるのでしょうか。

【答】

令和 8 年熊本地震以前から、要保護児童生徒援助費補助金の対象となっている者については、今回被災したことにより、「新入学児童生徒学用品費等」やその他の学用品等を喪失したため、再支給することが必要な場合には、要保護児童生徒援助費補助金の補助の対象として差し支えありません。（つまり、通常は、「新入学児童生徒学用品費等」は就学予定者、小学 1 年生及び中学 1 年生が支給対象となりますが、今回被災したことによる再支給は、全学年を対象として構いません。）。

なお、学用品費等の再支給を受けた者については、支給人員・支給費目・補助金申請額等を通常分とは別に整理しておいてください。

【問 7】令和 8 年熊本地震以前から、要保護児童生徒援助費補助金の対象となっている者に対して、災害救助法に基づく「学用品」の給与を行った場合、要保護児童生徒援助費補助金の国庫補助上限額はどのようになるのでしょうか。

【答】

令和 8 年熊本地震以前から、要保護児童生徒援助費補助金の対象となっている者に対して、災害救助法に基づく「学用品」の給与を行った場合、要保護児童生徒援助費補助金の再支給に係る学用品費等の国庫補助上限額は、予算単価から災害救助法に基づく「学用品」の給与に要した額を差し引いた額の $1/2$ となります。（例 1 参照）

ただし、被災により新たに要保護者として認定され、学用品費等の支給を受けた場合は、「再支給」には該当しませんので、通常の要保護者に対する支給と同様に取り扱いいただいて結構です（つまり、災害救助法に基づく「学用品」の給与に要した額を差し引く必要はありません）。（例 2 参照）

また、学用品費以外の費目（「新入学児童生徒学用品費等」や「通学用品費」）を再支給する場合には、「新入学児童生徒学用品費等」には「通学用品費」を含んでいるため、「新入学児童生徒学用品費等」と「通学用品費」を重複して再支給することは出来ませんので、ご注意ください。

なお、要保護児童生徒援助費補助金に計上する際には、被災によって要保護者となった者、及び被災前から要保護者で再支給を受けた者については、支給人員・支給費目・補助金申請額等を通常分とは別に整理しておいてください。

< 例 1 > 【要保護者に対して再支給を行った場合の国庫補助上限額の考え方】

小学5年生、令和8年4月1日付け認定済み、就学援助の学用品費単価 11,630 円（年額）、災害による学用品の損失が 5,800 円以上（災害救助法の上限以上）の場合

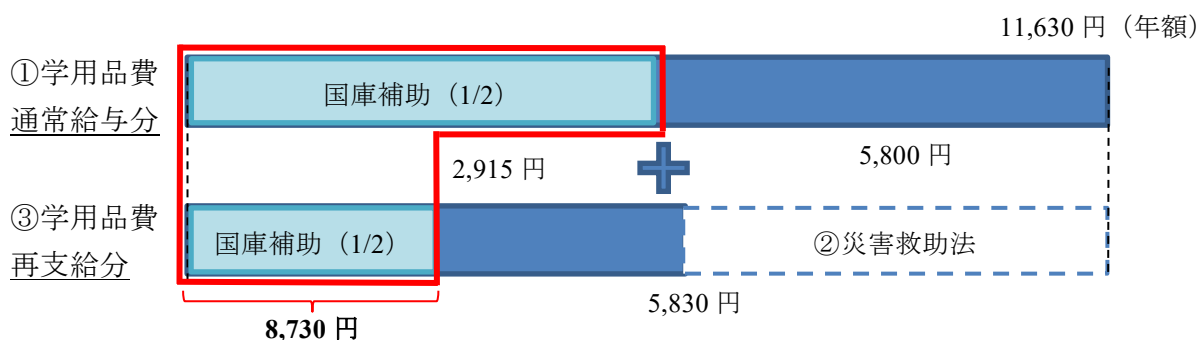
- ①就学援助による支給（4月1日～翌年3月31日）
 - ・「学用品費」 11,630 円（年額）
- ②災害救助法による「学用品」の給与 5,800 円（上限）
- ③就学援助による再支給
 - ・「学用品費」 11,630 円（年額）



【国庫補助上限額】

$$\begin{cases} \text{①} 11,630 \text{ 円} \times 1/2 = \underline{5,815 \text{ 円}} \\ (\text{③} 11,630 \text{ 円} - \text{②} 5,800 \text{ 円}) \times 1/2 = \underline{2,915 \text{ 円}} \\ \Rightarrow 5,815 \text{ 円} + 2,915 \text{ 円} = \underline{8,730 \text{ 円}} \end{cases}$$

※例1のイメージ図（学用品費のみの場合）



＜例2＞【新たに要保護者となった者に対する支給の国庫補助上限額の考え方】

小学5年生、令和8年9月1日付け新規認定、就学援助の学用品費単価 11,630 円（年額）、災害による学用品の損失が 5,800 円以上（災害救助法の上限以上）の場合

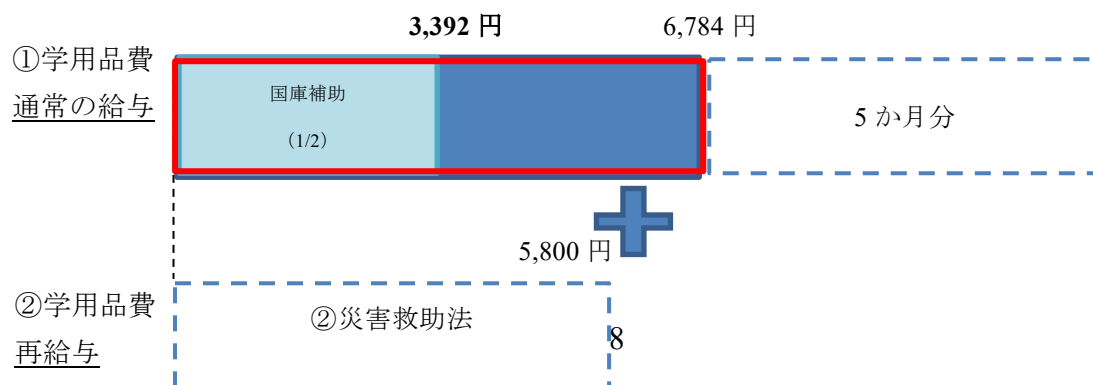
- ①就学援助による支給
 - ・「学用品費」 6,784 円（7か月分）
- ②災害救助法による学用品の給与 5,800 円（上限）



【国庫補助上限額】

$$\text{① } 6,784 \text{ 円} \times 1/2 = \underline{3,392 \text{ 円}}$$

※例2のイメージ図（学用品費のみの場合）



※ 上記＜例１＞＜例２＞は、あくまで、再支給に係る国庫補助の上限額の考え方であり、実際に補助される金額は、市町村における単価設定や費目設定等の状況により異なります。

◆要保護児童生徒援助費補助金の申請時期等について

【問８】被災によって、新たに要保護児童生徒となった者について、要保護児童生徒援助費補助金の交付申請はどのように処理すればよいでしょうか。

【答】

令和８年度要保護児童生徒援助費補助金については８月上旬の内定を予定しているところですが、被災によって新たに要保護児童生徒となった者が生じた場合など、要保護児童生徒援助費補助金の交付申請が見込まれ、年度内の執行で対応できるものについては通常の締切によらず対応するとともに、内定額を超過する場合についても、予算の範囲内であれば交付申請を受け付けるよう対応するので、該当の事例がある場合は下記担当まで速やかにご連絡ください。

なお、交付申請書及び添付書類等を含む交付申請手続きは通常の交付申請と同様になります。

また、被災によって新たに要保護者となった者については、支給人員・支給費目・補助金申請額等を通常分とは別に整理しておいてください。

ご不明な点等がありましたら、下記担当までお問い合わせください。

(担 当)

○Ｑ＆Ａ全般及び学用品費等について

文部科学省初等中等教育局財務課就学支援係

電話 ０３－６７３４－４６７１

○学校給食費及び医療費について

文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課庶務・助成係

電話 ０３－６７３４－２６９３